

定 款

株式会社 **桜井** 製作所

株式会社 桜井 製作所 定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商号) 当社は株式会社桜井製作所と称し、英文では SAKURAI LTD.と表示する。

第 2 条 (目的) 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 工作機械、半導体の製造装置等の製造、修理、販売及びサービス事業
2. 輸送用機械器具の製造、修理、販売及びサービス事業
3. マイクロコンピュータ応用電気機器の製造、修理及び販売
4. 土木建築工事用機器の製造、修理及び販売
5. 航空機及び飛しょう体金属部品等の製造、修理並びに販売
6. 前各号に関連する技術の供与及び前各号に関連する装置、部品用品の製造、販売及び輸出入
7. 不動産、駐車場の賃貸、管理及びサービス事業
8. 情報処理に関するソフトウェア及びハードウェアの研究、開発並びに販売業務
9. 太陽光等の再生可能エネルギーによる発電及び売電事業
10. 人材派遣事業
11. 職業紹介事業
12. 登録支援機関事業
13. 前各号に附帯する一切の業務

第 3 条 (本店の所在地) 当社は本店を浜松市に置く。

第 4 条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第 5 条 (公告方法) 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は 800 万株とする。

第 7 条 (自己の株式の取得) 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第 8 条 (単元株式数) 当社の単元株式数は 100 株とする。

第 9 条 (単元未満株式についての権利) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 10 条 (株式取扱規則) 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 11 条 (株主名簿管理人) 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第 3 章 株 主 総 会

第 12 条 (招集) 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

第 13 条 (定時株主総会の基準日) 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

第 14 条 (招集権者) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集する。

第 15 条 (議長) 株主総会の議長は取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

第 16 条 (電子提供措置等) 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 17 条 (決議の方法) 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行なう。

第 18 条 (議決権の代理行使) 株主は当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主または代理人は株主総会ごとにその代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第 19 条 (議事録) 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

第 20 条 (取締役の員数並びに選任方法) 当会社の取締役は 8 名以内とする。

2. 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は累積投票によらない。

第 21 条 (役付取締役及び代表取締役) 当会社は、取締役会の決議をもって取締役会長、取締役社長、

専務取締役各1名及び常務取締役若干名を定めることができる。

2. 取締役社長は、会社を代表する。

3. 前項のほか、取締役会の決議により、会社を代表すべき取締役若干名を定めることができる。

第22条（取締役の任期） 取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

第23条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第24条（権限） 取締役会は取締役をもって構成し、当社の運営方針その他重要な事項を決定する。

第25条（招集権者及び議長並びに招集の通知） 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集してその議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

2. 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。但し緊急を要する場合においては、これを短縮することができる。

3. 取締役及び監査役全員の同意あるときは、招集の手続を経ないでこれを開くことができる。

第26条（取締役会の決議の省略） 当会社は、会社法第370条の要件をみたしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第27条（取締役会規則） 取締役会に関する事項については法令または本定款に定めるもののほか取締役会で定める取締役会規則による。

第28条（取締役の責任免除） 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役及び監査役会

第29条（監査役員の員数並びに選任方法） 当会社の監査役は3名以内とする。

2. 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第30条（監査役の任期） 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第31条（報酬等） 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第32条（監査役会の招集通知） 監査役会の招集通知は会日の3日前までに各監査役に対して発する。

ただし、緊急の必要性があるときはこの期間を短縮することができる。

2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第 33 条 (常勤の監査役) 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第 34 条 (監査役会規則) 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第 35 条 (監査役の責任免除) 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 6 章 会 計 監 査 人

第 36 条 (選任方法) 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第 37 条 (任期) 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 38 条 (報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 39 条 (会計監査人の責任免除) 当社は会計監査人との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた額または法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 7 章 計 算

第 40 条 (事業年度) 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

第 41 条 (剰余金の配当の基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 42 条 (配当金の除斥期間) 配当財産が金銭である場合は、その支払開始日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

2. 未交付の配当財産には利息をつけないものとする。

平成14年	6月14日	改訂
平成15年	6月20日	改訂
平成17年	6月15日	改訂
平成18年	6月22日	改訂
平成21年	6月17日	改訂
平成22年	6月16日	改訂
平成28年	6月23日	改訂
平成30年	6月27日	改訂
令和元年	6月26日	改訂
令和2年	6月25日	改訂
令和4年	6月28日	改訂